

総行公第103号
総行給第26号
令和2年6月25日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
給与能率推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保
及び休業手当の支給に係る状況調査の結果について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保等に関する各地方公共団体の対応状況については、「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保等に係る状況調査について」(令和2年3月19日付け総行公第51号・総行給第11号)及び「新型コロナウイルス感染症に係る休業手当の支給に関する判断基準の周知及び状況調査(追加)の実施について」(令和2年5月1日付け総行給第17号)にて調査へのご協力をお願いしたところですが、別紙のとおり、調査結果を取りまとめましたので送付いたします。

各地方公共団体におかれては、本調査結果を参考としつつ、地域の実情に応じ、職員の業務内容や勤務場所の変更といった柔軟な対応によって、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の構築に万全を期していただきますようお願いいたします。

一方で、やむなく職員を休業させる場合には、労働基準法第26条の規定に従い、休業手当の支給を判断する必要があります。各地方公共団体におかれては、休業手当の取扱いについて、必要に応じて管轄の労働基準監督署に相談するなど、同法に従い、適切に運用いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

<新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（厚生労働省ホームページ）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課

電話 03-5253-5542（直通）

給与能率推進室

電話 03-5253-5549（直通）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 業務体制の確保等に係る状況調査結果（概要）

1. 調査対象

都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合 計3,313団体

2. 調査時点

令和2年3月19日（追加調査分については、令和2年5月1日）

3. 調査目的・結果

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方公共団体の臨時・非常勤職員を含む職員全体の働く場を確保して、必要な業務体制が構築されているかどうか等を把握するため、施設等の一部閉鎖の有無、閉鎖に伴い休業した職員の有無、休業する職員に対する休業手当の支給の有無等について、調査を実施（3月）。

さらに、休業手当を支給していない団体について、労働基準法に基づき休業手当の支給義務が生じない「不可抗力による休業」に当たると判断しているか、部署・施設ごとに把握するため、追加の調査を実施（5月）。

○ 臨時・非常勤職員の休業の状況（一般行政・教育・警察・消防・公営企業等会計部門）

（3月19日時点）

（団体）

臨時・非常勤職員が勤務する施設等で閉鎖した部署・施設がある団体	1,727
うち、休業等を回避するための取組を実施した部署・施設がある団体	1,489
うち、臨時・非常勤職員を休業とした部署・施設がある団体	467
うち、休業手当を支給していない部署・施設がある団体	229

（参考）任用が反復更新されてきた職員の状況

- 施設等の閉鎖（一部閉鎖を含む）が行われた団体のうち、任用が反復更新されてきた職員（いわゆる日々雇用職員等）を雇い止めした団体はない。
- なお、任期を更新しつつ休業扱いとした部署・施設がある団体は103団体。うち、休業手当相当の支給を行った部署・施設がある団体は56団体。

<追加調査分（5月1日時点）>

（団体）

臨時・非常勤職員を休業とした部署・施設がある団体	535
① うち、休業手当を支給している部署・施設がある団体	372
② うち、休業手当を支給していない部署・施設がある団体	185
うち、労働基準法に基づく支給義務（※）があるにもかかわらず、支給していない団体	0

※ 労働基準法第26条（休業手当の支給）は地方公共団体にも適用。「不可抗力による休業」の場合を除き、平均賃金の6割以上の休業手当を支給する必要。

<「不可抗力による休業」の要件>

（厚生労働省Q&Aより。以下のいずれも満たした場合に、「不可抗力による休業」とされる。）

- 休業の原因が事業の外部より発生した事故であること
- 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

注1）調査時点が異なることから、休業が行われた団体数は一致しない。

注2）①と②は重複があるため、合計団体数は一致しない。